

令和4年度広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業 実施要領

この要領は、広島県土木建築局が発注する広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業において、施工業者独自の専門的なノウハウや工法を活用する工事（設計・施工一括発注工事）に関し、必要な事項を定めたものである。

なお、本要領は、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」を参考に策定したものである。

1 事業目的

世界的なクルーズ人口の増大を背景に国内外のラグジュアリークラスやプレミアムクラスを中心に多くのクルーズ客船が寄港している広島港宇品地区において、国際交流人口を拡大し地域の活性化を図るため、クルーズ船受入環境の充実に取り組むこととしている。本事業は、12万トン級のクルーズ客船寄港時における乗客（約2,700人）の円滑な入出国審査が行えるクルーズターミナルを整備するものである。

2 事業内容

- (1) 事業名称：令和4年度 広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業
- (2) 事業箇所：広島市南区宇品海岸三丁目12
- (3) 事業範囲：本施設の設計（基本設計及び実施設計）業務、建築工事及び工事監理業務
- (4) 事業期間：令和4年9月定例広島県議会の議決の日の翌日から令和6年3月29日まで
- (5) 工事概要：
 - ①クルーズターミナル 1棟（施設面積約1,400㎡）
（CIQ機能 約1,000㎡・待合所機能 約400㎡）
 - ②電気設備（電灯設備、受変電設備、情報通信網設備等）
 - ③機械設備（空調設備、換気設備、給水排水衛生器具設備、消防施設、ガス設備等）
 - ④その他（外構工事等）

3 契約方式及び事業者の選定方法

(1) 契約方式

事業箇所である広島港宇品地区において、現在、クルーズ船受入環境を充実させるため、クルーズバースの延伸工事を実施しており、工事の完成後、大型クルーズ客船の受け入れが可能となる。バース延伸工事については、令和4年度中の完成を目指しており、完成後の大型クルーズ客船寄港に合わせたクルーズターミナルの供用開始が求められる。

また、本施設は法定耐用年数30年程度を要求していることから、事業費の抑制を図りつつ、クルーズターミナルとしての機能性と利便性を備えた施設の整備を進める。

以上のことから、施工業者独自の専門的なノウハウや工法を活用し、機能性、利便性及び経済性に優れた施設の建設と早期供用開始を目的に「設計施工一括方式」とする。

(2) 事業者の選定方式

本施設にはクルーズターミナルとしての機能に加え、広島港の海の玄関口にふさわしいデザイン性や、瀬戸内海や周辺施設等の景観への配慮が求められる。

また、隣接する緑地は、国内外の観光客や地域住民が、美しい瀬戸内海を眺めながら、憩い、楽しめる空間として利用されている。

このことから、技術力、想像力、発想力に優れた事業者を募集するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

- (3) 入札契約手続等の事務フロー
公募型プロポーザル実施フローによる。

4 公募要件等の決定

(1) 選定委員会

- ア 選定委員会を設置し、次のことを行う。
- (ア) 公告，公募型プロポーザル説明書，要求水準書，事業者決定基準の審議
 - (イ) 技術提案書のヒアリング
 - (ウ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定
- イ 選定委員会は、次の委員をもって構成し、広島県土木建築局総括官（空港港湾）を選定委員長とする。
- 広島県土木建築局総括官（空港港湾）
 - 広島県土木建築局総括官（建築技術）
 - 広島県土木建築局営繕課長
 - 広島県商工労働局観光課長
 - 広島県土木建築局港湾漁港整備課長
- ウ 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- エ 選定委員会は、次のことについて有識者の意見を聴かなければならない。
- (ア) 公告，公募型プロポーザル説明書，要求水準書，事業者決定基準の審議
 - (イ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定
- オ 有識者については、学識関係者3名に委嘱している。
- カ 選定委員会の庶務は港湾漁港整備課において行う。

(2) 審査委員会

- ア 審査委員会は、土木建築局指名業者等選定委員会で規定する全体委員会により行い、次のことについて審査を行う。
- (ア) 公告，公募型プロポーザル説明書，要求水準書，事業者決定基準の決定
 - (イ) 技術提案書の審査及び優先交渉権者の決定
- イ 全体委員会の審査は、選定委員会の審議を踏まえて行う。
- ウ 全体委員会の組織、運営その他の必要な事項は、土木建築局建設工事指名業者等選考事務取扱要領の定めによるものとする。

5 公募型プロポーザル参加資格要件

本事業は、次の要件を満たしている単体企業が参加することができる。ただし、設計業務及び工事監理業務を自ら行う予定の公募型プロポーザルに参加する者（以下「公募型プロポーザル参加者」という。）だけでなく、公募型プロポーザル参加者と公募型プロポーザル参加者から設計業務及び工事監理業務を委託された業者により事業を実施する参加者も認める。

(1) 技術要件以外の要件

- ア 認定が必要な業種（分野）及び格付等級
本事業の公募型プロポーザル参加者は、令和3・4年度広島県建設工事等入札参加資格を有し、認定が必要な業種が「建築一式工事」の格付等級がAであるもの。
- イ 県内に営業所を有しているもの。
- ウ 年間平均完成工事高
「建築一式工事」の業種における年間平均完成工事高が参考額（税抜き）以上であること。
- エ 「建築一式工事」について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建設工事業に係るものに限る。）を受けていること。

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。

- (2) 技術要件
別途定める。

6 要求水準書

- (1) 要求水準書は、本事業に関する基本的な内容及び求める必要な施設の水準を定めるものとする。
- (2) 要求水準書は、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、事業者が要求水準以上となるように提案を行うものとする。

7 公募型プロポーザル説明書

公募型プロポーザル説明書は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び要求水準書、技術提案書等についての注意事項等、公募型プロポーザルに必要な事項を明記する。

8 事業者決定基準

事業者決定基準は、本事業の目的及び内容により必要となる評価項目と、各評価項目に対する得点配分を定めるものとする。

9 参考額について

参考額は、公募型プロポーザル参加者が提案する工事目的物の品質・性能のレベルの目安として発注者が設定するものであり、技術提案の評価基準の一つとして取り扱うものとする。

10 公告

- (1) 公告は、広島県のホームページへの掲載より行うものとする。
- (2) 発注者が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。

11 公募型プロポーザル説明書及び要求水準書等の交付又は閲覧

当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「公募型プロポーザル参加希望者」という。）は、公告に定める期間において広島県ホームページから公募型プロポーザル説明書及び要求水準書等をダウンロードすることを原則とする。

12 要求水準書等及び公募型プロポーザル参加資格に関する質問

- (1) 要求水準書及び公募型プロポーザル参加資格に関する質問は、所定様式により書面で提出する。
- (2) 質問書に対する回答は、所定様式の書面により広島県ホームページで閲覧に供する。

13 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）を、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便。以下同じ。）により提出しなければならない。
- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、必要な書類を参加資格確認申請書に添付しなければならない。

- (4) 発注者は、提出された参加資格確認申請書等を、公募型プロポーザルの目的以外に無断で使用しない。

14 公募型プロポーザル参加資格要件の確認

契約担当課は、提出された参加資格確認申請書等の内容を確認の上、当該公募型プロポーザル参加資格の適否をまとめた入札参加希望者一覧を作成する。

15 公募型プロポーザル参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 契約担当課は、公募型プロポーザル参加資格の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加希望者にその者に係る確認結果を所定様式により書面で通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、公募型プロポーザル参加資格に適合しないとされた者に対して、その理由を通知する書面に記載するものとする。

16 資格要件を満たさない者の取扱い

- (1) 15 (2) により公募型プロポーザル参加資格に適合しないとされた者は、資格要件に適合しない理由の説明を求めること（以下「不適格理由説明請求」という。）ができる。
- (2) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、15 (2) の通知を行った日から起算して3日以内に、書面で請求することができる。
- (3) 契約担当課は、不適格理由説明請求を受けたときは、書面に理由を記載し、速やかに回答するものとする。

17 技術提案書の提出

- (1) 公募型プロポーザル参加者は、公告の定める期間までに、技術提案書作成要領を基に必要な書類を、持参又は郵便等により提出しなければならない。
- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

18 技術提案の審査・評価、優先交渉権者の選定

- (1) 技術提案書の確認
選定委員会は、公募型プロポーザル参加者からヒアリングを行い、技術提案書の内容について説明を受けるとともに、不明な点について質疑を行う。
- (2) 技術提案書の審査及び評価
審査委員会及び選定委員会は、技術提案書について、事業者決定基準に基づき審査及び評価を行う。
- (3) 優先交渉権者の選定
ア 選定委員会は、選定委員による評価を基に順位付けを行う。
イ 技術提案の順位付けは、選定委員会の審議経過を踏まえ審査委員会へ諮り決定する。
ウ 決定した順位付けの第1順位の参加者を優先交渉権者とする。

19 優先交渉権者の通知

(1) 優先交渉権者通知

優先交渉権者に対しては、優先交渉権者に決定した旨を所定様式により書面で通知し、広島県ホームページで公表する。

また、優先交渉権者以外の公募型プロポーザル参加希望者に対して、優先交渉権者に選定されなかった旨を所定様式により書面で通知し、広島県ホームページで公表する。

(2) 公募型プロポーザル結果等の公表

契約担当課は、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定したときは、事業者決定基準に基づく評価値及び選定結果を記載した公募型プロポーザル結果一覧を閲覧に供する。

20 予定価格の作成及び見積り合わせ

(1) 予定価格の作成

優先交渉権者の価格提案内訳書を参考に予定価格を作成する。

(2) 見積り合せ・契約

ア 契約担当課は、見積り合せを行い予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。なお、予定価格超過のため落札決定しない場合は再度見積り合せを行う。

イ 入札は持参することに限定する。

21 契約等の手続き

(1) 契約の方法

ア 設計業務、建築工事及び工事監理業務を一括契約とする。

イ 契約は議会議決案件であり、見積り合せ後仮契約を行い、議決を受けて本契約とする。

(2) 契約書

契約書には総額、設計業務費、建築工事費、工事監理業務費を記載する。

22 その他

(1) 参加資格申請書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された参加資格申請書及び技術提案書等は返却しない。

(3) 提出された参加資格申請書及び技術提案書等に虚偽の記載があった場合には、参加資格申請書及び技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外等の措置を講じることがある。

(4) 本事業に係る事務手続き等の庶務は担当課が行い、契約に関する事務手続き等は、契約担当課が行う。

担 当 課 港湾漁港整備課（北館2階）

電話 082-513-4029

契約担当課 港湾振興課（北館2階）

電話 082-513-4020

公募型プロポーザル 実施フロー

